

非営利サテライト勘定の構造と課題

牧野好洋

はじめに

- 1 NPIの扱い
- 2 非営利サテライト勘定の構造
- 3 非営利サテライト勘定の課題

おわりに

はじめに

2008SNAにおいて¹⁾、非営利団体（Non-profit institutions; NPI）は、それを設立、支配し、または資金提供する単位が、それを所得、利益その他の金融利得の源泉とすることを認められない組織である²⁾。日本では、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）などが相当する。

それらNPIは企業や政府など非NPIと、時に代替的に、また時に補完的に活動する。今日、NPIの重要性は増しており³⁾、その活動や規模を把握することが必要であるが、SNAはNPIを対象民間非営利団体のみならず、非金融法人企業、金融機関、一般政府にも含めて一国経済を記述するため、それを十分に把握することができない。

非営利サテライト勘定は⁴⁾、NPIに焦点をあてたSNAサテライト勘定である。同勘定は、SNA

1) 2008SNA及びその日本語訳は以下に基づく。本稿は、以下を「2008SNA」と記載する。

United Nations et al. (2009) *System of National Accounts 2008* (<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/SNA2008.pdf>, 2017年8月1日アクセス)

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部訳「2008SNA（仮訳）」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html>, 2017年8月1日アクセス)

2) 2008SNA para. 23.3

3) 2008SNA para. 23.11

4) 非営利サテライト勘定及びその日本語訳は以下に基づく。本稿は、以下を「NPI Satellite Accounts」と記載する。

United Nations (2003) *Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts*

中枢体系が捉える経済循環と整合的にNPIを捉えることができ、一国経済におけるNPIの活動や規模の把握及び分析に貴重な役割を果たす。

本稿は、非営利サテライト勘定の構造と課題を整理する。第一にSNA及び非営利サテライト勘定におけるNPIの扱いを概観する。第二に非営利サテライト勘定の構造を、勘定系列を中心に考察する。第三に「民間NPIを把握する」という分析目的に基づき、同勘定が「政府支配のNPIを対象としない」ことを確認し、それへの対応を検討するとともに、各制度部門が含むNPIの整理について私案を述べる。

1. NPIの扱い

1-1 SNA

NPIは利潤を生み出すことができる。その特徴は、それを設立、支配し、または資金提供する単位が、それを所得、利益その他の金融利得の源泉とすることを認められないこと（利潤非分配）である⁵⁾。日本では、このような団体として、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO法人）などを考えることができる。

国民経済計算は、NPIを対象計民間非営利団体だけでなく、非金融法人企業、金融機関、一般政府にも含める。それらを表1にまとめる。

なお、表中の「市場生産」は経済的に意味のある価格による財・サービスの供給を、「非市場生産」は無料または経済的に意味のない価格による財・サービスの供給を指す⁶⁾。

(https://unstats.un.org/unsd/publication/seriesf/seriesf_91e.pdf, 2017年8月1日アクセス)

統計研究会誌（2005）『国民経済計算における非営利団体に関するハンドブック』統計研究会。

なお、非営利サテライト勘定については、2016年、改訂に向けたドラフト版が公表された。本稿は、以下を「NPI Satellite Accounts (Draft)」と記載する。

United Nations (2016) *Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts (Draft for expert review)* (https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/consultationDocs/Handbook_NPI.pdf, 2017年8月1日アクセス)

NPI Satellite Accounts (Draft) は今後、変更もありうるため、本稿は原則として、NPI Satellite Accounts に従う。

5) 2008SNA para. 23.3

6) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2017）『平成27年度 国民経済計算年報』メディアランド, 534ページ。

表1 国民経済計算におけるNPI

制度部門	含まれるNPI
非金融法人企業	市場生産に携わるNPI (医療機関, 介護事業者, 経済団体)
金融機関	金融的性格を持つ市場生産に従事するNPI
一般政府	政府により支配, 資金供給され, 非市場生産に携わるNPI
家計 (個人企業を含む)	※ NPIについて明記なし
対家計民間非営利団体	家計に対して非市場の財・サービスを提供する全ての我が国の居住者であるNPI (私立学校, 政治団体, 労働組合, 宗教団体等)

(出所) 国民経済計算の用語解説に基づき筆者作成。

1-2 非営利サテライト勘定

NPIは企業や政府など非NPIと、時に代替的に、また時に補完的に活動する。

非営利サテライト勘定は、NPIに焦点をあてたSNAサテライト勘定である。同勘定により、私たちはSNA中枢体系が捉える経済循環と整合的にNPIを捉えることができる。

非営利サテライト勘定は、以下の5つの条件をすべて満たす単位をNPIとする⁷⁾。

第一は「組織性」である。以下の①または②を満たした場合、当該単位はこの条件を満たす。

- ① その単位が、それを所有または支配する人や他の実体から独立して、法人化または法的に登録されていること
- ② ①を満たさない場合、その単位が、会員や目的、意思決定構造などに関して、合意された一組の規則を有すること

第二は「利潤非分配性」である。以下の①または②を満たした場合、当該組織はこの条件を満たす。

- ① その組織が、運営から利益を生み出すことを許されていないこと
- ② ①を満たさない場合、その組織が、利益をそのステークホルダーに分配できないこと

第三は「民間性」である。この条件は多くの項目から成り、複雑であるため、以下では2つを抜粋する。以下の①②及び他の項目を満たした場合、当該組織はこの条件を満たす。

- ① その組織が、政治的過程に基づき設立された法的実体でないこと
- ② その組織が、他の制度単位または個人の自由を制約する力や、租税や刑罰を課す(科す)力を有さないこと。それを満たさない場合、その組織が、自身の権利でこの権限を実行しないこと

第四は「自己統治性」である。以下の①②をとともに満たした場合、当該組織はこの条件を満たす。

7) NPI Satellite Accounts para. 2. 14-2. 19. なお、NPI Satellite Accounts (Draft) Figure 3. 4-3. 9は、これらの条件をチャート表で示す。前者よりも後者のチャート表の方が各条件を明確に示すため、ここでは、筆者がチャート表を和訳し、本文に記載した。

す。

① その組織が、自身の権利で資産や負債を保有したり、取引に従事できること

② その組織が、自身の一般的施策や使命を定める権限を有すること

第五は「非強制性」である。以下の①または②を満たした場合、当該組織はこの条件を満たす。

① その組織の会員であることが、法律または政令、他の法的強制力により、求められないこと

② ①を満たさない場合、その組織が、事業者団体や職能団体、労働組合、商業組合、産業組合、または同様の職業組織であること。かつ、当該の事業、職能、職業、商業、または産業に関する活動を行うことが、個人の選択に委ねられること

特に三番目の「民間性」などにより、政府に支配される NPI は非営利サテライト勘定から除外される。それらは公的非金融企業、公的金融機関、一般政府に含まれる NPI である。

1-3 制度部門

2008 SNA は、チャート表により⁸⁾、制度部門を分類する。それによれば、市場生産者は非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）であり、非市場生産者は一般政府、対家計民間非営利団体である。そのうち、公的非金融企業、公的金融機関、一般政府は政府により支配される。

1-4 制度部門と NPI

上記に基づき、各制度部門とそれぞれにおける NPI の扱いを表 2 に整理する。

NPI Satellite Accounts は、ボランティアはいるが、有給職員がほとんどまたは全くいない NPI を家計（個人企業を含む）、または対家計民間非営利団体に含めるとする⁹⁾。一方、2008 SNA 及び NPI Satellite Accounts (Draft) は、NPI を家計（個人企業を含む）に含めない¹⁰⁾。本稿は後者に従い、NPI を同部門に含めない。

前述の通り、SNA は「利潤非分配」に着目する。したがって、対家計民間非営利団体だけでなく、非金融法人企業、金融機関、一般政府も NPI を含む。

一方、非営利サテライト勘定は民間の活動を対象とし、「民間性」などを条件とする。したがって、公的非金融企業、公的金融機関に含まれる NPI（公的 NPI）及び一般政府に含まれる NPI を除外する。同勘定の対象は民間非金融法人企業、民間金融機関、対家計民間非営利団体に含まれる NPI（民間 NPI）である。

8) 2008 SNA figure 4.1

9) NPI Satellite Accounts Chapter 2 footnote 15

10) 2008 SNA para. 23.9 及び NPI Satellite Accounts (Draft) table 2.2

表2 各制度部門とNPIの扱い

制度部門		政府支配	SNA	サテライト	参考
非金融法人企業	民間	なし	○	○	市場生産者
	公的	あり	○	×	
金融機関	民間	なし	○	○	市場生産者
	公的	あり	○	×	
一般政府		あり	○	×	非市場生産者
家計（個人企業を含む）		なし	×	×	市場生産者
対家計民間非営利団体		なし	○	○	非市場生産者

（注）各制度部門が表頭の定義に基づき、NPIを含む場合を○、含まない場合を×とした。

（出所）2008SNA、NPI Satellite Accounts、NPI Satellite Accounts (Draft) などに基づき筆者作成。

2. 非営利サテライト勘定の構造

2-1 市場NPIと非市場NPI

表2の通り、NPIは家計（個人企業を含む）を除く4つの制度部門に含まれる。非金融法人企業、金融機関に含まれるNPIは、市場生産を行うNPI（市場NPI）であり、一般政府、対家計民間非営利団体に含まれるNPIは、非市場生産を行うNPI（非市場NPI）である。

医療機関など市場NPIは、時に対価なしの健康相談など、無料または経済的に意味のない価格で財・サービスの供給を行う。これを「市場NPIの非市場産出」という。また、市場NPIや非市場NPIはそれぞれの活動において、ボランティアを活用することも多い。

2-2 非営利サテライト勘定の特徴

非営利サテライト勘定は、以下の3つの特徴を有する。

第一に、非営利サテライト勘定は勘定系列などを用いて、SNA中枢体系が捉える経済循環と整合的にNPIを捉える。同勘定の勘定系列の構造はSNAと同様であるが、所得の第2次分配勘定における「その他の経常移転」の項目を表3のように組み換え、民間からの寄付金やボランティア

表3 「その他の経常移転」の項目

SNA	非営利サテライト勘定
非生命純保険料	民間フィランソロピー
非生命保険金	政府からの補助金及び移転
一般政府内の経常移転	海外からの補助金及び移転
経常国際協力	その他
他に分類されない経常移転	

（注）各項目について、左側と右側は対応しない。

（出所）国民経済計算、NPI Satellite Accountsに基づき筆者作成。

の貨幣価値、現物サービスの寄付などを「民間フィランソपी」として、政府や海外からの補助金などを「政府からの補助金及び移転」「海外からの補助金及び移転」として明示する。

第二に、非営利サテライト勘定は3つの基準で産出を評価する。「SNA基準」は2008SNAと同一であり、市場NPIの産出を販売額で、非市場NPIの産出を費用で測る。また、市場NPIの非市場産出を産出として記録しない。「市場NPIの非市場産出を含む基準」では、それを含めて産出を記録する。「ボランティア労働及び市場NPIの非市場産出を含む基準」では、ボランティア労働を貨幣評価し、さらにそれを含めて記録する。

第三に、非営利サテライト勘定は6つの勘定表(表I～VI)を用いて、NPIの活動を記録する¹¹⁾。同勘定の表Iは、各NPIを集計したNPI計に関する勘定系列である。本稿では数値例を用いて同表を作成、それを表4に示す¹²⁾。表IIは、NPI計の支出、収入、移転、雇用、蓄積などを活動別に示す。活動の分類には国際非営利組織分類(International Classification of Non-Profit Organizations; ICNPO)を用いる¹³⁾。表IIIは、各制度部門をNPIと非NPIに区分した勘定系列である。表IVは各制度部門のNPI・非NPIの産出、付加価値(総)、雇用に活動別に示す。同表は非NPIを含むため、活動の分類には国際標準産業分類(International Standard Industrial Classification of All Economic Activities; ISIC)を用いる。また、一般政府のうちNPIと非NPI、家計、対家計民間非営利団体について、それぞれの最終消費支出を目的別に示す。表VはNPIの団体数、会員数などをICNPO別に、NPIの有給雇用、ボランティア、会員、またNPIに対する寄付などを性別、職業別、年齢別に、NPIの産出指標などをICNPO別に示す。表VIはNPI計の主要変数をICNPO別に示す。

非営利サテライト勘定は勘定体系であり、それら勘定表は互いに整合性を有する。

2-3 勘定系列(SNA基準)

表4の「SNA基準」欄は、市場NPIの市場産出を対象として、産出を記録する。

生産勘定では、前述の通り、市場NPIの産出を販売額で測る。この数値例では、販売額は60で

11) 本稿では、紙面の都合上、同勘定の表Iの構造を2-3、2-4、2-5で述べる。その他の表の構造については、NPI Satellite Accounts Chapter 4及びAnnex A2を参照のこと。

12) 表Iでは、計上値が生産勘定から始まり、所得の発生勘定などを通して、資本勘定や金融勘定、調整勘定、期首・期末の貸借対照表まで整合的につながる。本稿では産出の評価基準の変更に伴う計上値の変化を考察するため、表4に生産勘定から調整可処分所得の使用勘定までを記載した。また、簡単化のため、各勘定において一部の取引を省略した。

説明の都合上、数値例は市場NPIにおいて、費用が販売額を超える場合を想定する。また、非市場産出は家計向けとする。

13) ICNPOについては、NPI Satellite Accounts Chapter 3及びAnnex A1を参照のこと。

表4 非営利サテライト勘定の勘定系列（数値例）

	SNA 基準		市場 NPI の非市場 産出を含む基準		ボランティア労働 及び市場 NPI の 非市場産出を含む基準	
	使途	源泉	使途	源泉	使途	源泉
生産勘定						
産出		60		78		108
市場産出		60		60		60
自己最終使用のための産出		0		0		0
非市場産出		0		18		48
中間消費	20		20		20	
付加価値（総）	40		58		88	
（控除）固定資本減耗	7		7		7	
付加価値（純）	33		51		81	
所得の発生勘定						
付加価値（純）		33		51		81
雇業者報酬	50		50		80	
生産に課されるその他の税	2		2		2	
（控除）生産に課されるその他の補助金	1		1		1	
営業余剰	-18		0		0	
第1次所得の配分勘定						
営業余剰		-18		0		0
財産所得	10	12	10	12	10	12
第1次所得バランス	-16		2		2	
所得の第2次分配勘定						
第1次所得バランス		-16		2		2
所得・富等に課される経常税	3		3		3	
その他の経常移転	5	43	5	43	5	73
民間フィランソロピー	0	25	0	25	0	55
政府からの補助金及び移転	0	8	0	8	0	8
海外からの補助金及び移転	0	6	0	6	0	6
その他	5	4	5	4	5	4
可処分所得	19		37		67	
現物所得の再分配勘定						
可処分所得		19		37		67
現物社会移転	0		18		48	
調整可処分所得	19		19		19	
可処分所得の使用勘定						
可処分所得		19		37		67
最終消費支出	0		18		48	
貯蓄	19		19		19	
調整可処分所得の使用勘定						
調整可処分所得		19		19		19
現実最終消費	0		0		0	
貯蓄	19		19		19	

（注）この数値例は市場 NPI において、費用が販売額を超える場合を想定する。
また、非市場産出は家計向けとする。

（出所）NPI Satellite Accounts に基づき筆者作成。

あり、市場産出、産出は60である。中間消費は20であり¹⁴⁾、付加価値（総）は40、固定資本減耗7を除く付加価値（純）は33である。

所得の発生勘定は、付加価値（純）を各付加価値項目に分配する。雇用者報酬は50である。生産勘定において産出を基本価格で評価しており、所得の発生勘定における税・補助金に関する項目は「生産に課されるその他の税・補助金」である¹⁵⁾。それぞれを2、1とする。その結果、営業余剰は-18である¹⁶⁾。

第1次所得の配分勘定では、財産所得の受け払いを記録する。営業余剰にそれを加算、減算し、第1次所得バランス-16を得る。

所得の第2次分配勘定では、所得・富等に課される経常税やその他の経常移転を記録する。民間フィランソピー25は、民間からの寄付金の受取である。第1次所得バランスにそれらを加算、減算し、可処分所得19を得る。

現物所得の再分配勘定では、消費概念の二元化に向けて、調整可処分所得を算出する。当該勘定ではNPIから家計に現物社会移転をし、その分、NPIの可処分所得を減算、調整可処分所得を得る¹⁷⁾。

可処分所得の使用勘定では、NPIが可処分所得を最終消費支出、貯蓄に用いる。NPIの産出を販売額で測る場合、当該部門の最終消費支出は0である。そのため、貯蓄は19である。

一方、調整可処分所得の使用勘定では、NPIが調整可処分所得を現実最終消費、貯蓄に用いる。NPIの産出を販売額で測る場合、上記と同様に、当該部門の現実最終消費は0である。そのため、貯蓄は19である。

2-4 勘定系列（市場NPIの非市場産出を含む基準）

表4の「市場NPIの非市場産出を含む基準」欄は、市場NPIの市場産出に加えて、非市場産出をも対象として、産出を記録する。

表4に示した市場NPIは市場産出、非市場産出をともに行うものとし、表4の背後にあるそれ

14) 本稿では、2008SNAやNPI Satellite Accountsなどにあわせ、「中間消費」と記載する。それは、産業連関表における「中間投入」である。

15) 非営利サテライト勘定は、産出を基本価格で評価する。そのため、それは「生産に課されるその他の税・補助金」のみを含む。一方、国民経済計算は、産出を生産者価格で評価する。そのため、それは「生産に課されるその他の税・補助金」に加えて「生産物に課される税・補助金」を含む。したがって、国民経済計算に基づき、同様の勘定系列を作成する場合、所得の発生勘定における税・補助金は、両方の税・補助金を合わせた「生産に課される税・補助金」である。

16) 表2に示すように、本稿はNPIを家計（個人企業を含む）に含めない。そのため、当該部門のみが生み出す「混合所得」を表4の付加価値項目に記載していない。

17) 家計（個人企業を含む）の現物所得の再分配勘定では、現物社会移転分、家計の可処分所得を加算し、調整可処分所得を得る。

表5 市場NPIの市場産出、非市場産出（数値例）

	市場産出		非市場産出		SNA基準		市場NPIの非市場産出を含む基準	
	使途	源泉	使途	源泉	使途	源泉	使途	源泉
生産勘定								
産出		60		18		60		78
市場産出		60		0		60		60
自己最終使用のための産出		0		0		0		0
非市場産出		0		18		0		18
中間消費	14		6		20		20	
付加価値（総）	46		12		40		58	
（控除）固定資本減耗	5		2		7		7	
付加価値（純）	41		10		33		51	
所得の発生勘定								
付加価値（純）		41		10		33		51
雇用者報酬	40		10		50		50	
生産に課されるその他の税	2		0		2		2	
（控除）生産に課されるその他の補助金	1		0		1		1	
営業余剰	0		0		-18		0	

（注1）この数値例は市場NPIにおいて、費用が販売額を超える場合を想定する。

（注2）簡単化のため、市場産出の営業余剰が0になるよう、数値例を設定した。

（注3）非市場産出は無料で供給されると仮定する。

（注4）この数値例の「SNA基準」欄、「市場NPIの非市場産出を含む基準」欄は表4と同一であり、表4と表5は整合する。表5は、表4に示した市場NPIが行う市場産出、非市場産出の構造をそれぞれ示す。

（出所）表4及びNPI Satellite Accounts Table T 4.3に基づき筆者作成。

それぞれの構造を表5に示す。

第一に、「市場産出」欄を整理する。当該NPIは市場生産者であり、市場産出を販売額で測る。この数値例では、販売額は60であり、市場産出は60である。市場産出に伴う中間消費は14、固定資本減耗は5であり、付加価値（純）は41である。市場産出に伴う雇用者報酬は40、生産に課されるその他の税・補助金はそれぞれ2、1である。その結果、営業余剰は0である。

第二に、「非市場産出」欄を整理する。当該NPIは非市場産出をも行う。非市場産出を費用で測る。この数値例では、それに伴う中間消費は6、雇用者報酬は10、固定資本減耗は2である。産出を費用で測る場合、営業余剰は定義により0である。したがって、付加価値（総）は12、それに中間消費を加算した非市場産出は18である。

第三に、「SNA基準」欄を整理する。当該欄は、市場NPIの市場産出を対象に、それを販売額で測る。産出は60である。一方、中間消費や雇用者報酬、固定資本減耗、生産に課されるその他の税・補助金は、それらが市場産出に伴う場合も、非市場産出に伴う場合も記録される。各項目の計上値は市場産出、非市場産出の計であり、それぞれ20、50、7、2、1である。産出60からそれらを減算（補助金を加算）し、営業余剰を得る。営業余剰は-18である。これらを表4の「SNA基準」

欄のうち、生産勘定、所得の発生勘定に記録する。

第四に、「市場 NPI の非市場産出を含む基準」欄を整理する。当該欄は、営業余剰を 0 とし、費用の積み上げを試算する。前述の通り、中間消費、雇用者報酬、固定資本減耗、生産に課されるその他の税・補助金は、それぞれ 20, 50, 7, 2, 1 である。費用は 78 である。一方、販売額は 60 である。費用が販売額を上回る場合¹⁸⁾、両者の差を非市場産出とし、販売額を市場産出、費用計を産出とする。この場合、非市場産出は 18、市場産出は 60、産出は 78 である。これらを表 4 の「市場 NPI の非市場産出を含む基準」欄のうち、生産勘定、所得の発生勘定に記録する。

表 4 の同欄、第 1 次所得の配分勘定では、財産所得の受け払いを記録する。営業余剰にそれを加算、減算し、第 1 次所得バランス 2 を得る。

所得の第 2 次分配勘定では、所得・富等に課される経常税やその他の経常移転を記録する。第 1 次所得バランスにそれらを加算、減算し、可処分所得 37 を得る。

現物所得の再分配勘定では、消費概念の二元化に向けて、調整可処分所得を算出する。当該勘定では NPI から家計に現物社会移転をし、その分、NPI の可処分所得を減算、調整可処分所得を得る。産出を費用で測る場合、費用 78 と販売額 60 の差、すなわち非市場産出 18 を NPI が自己消費するとし、それを NPI の最終消費支出に記録する。また、ここでは、NPI の最終消費支出を個別消費支出とし¹⁹⁾、それは家計に便益を与えんとする²⁰⁾。したがって、費用と販売額の差 18 を家計への現物社会移転として記録する。調整可処分所得は 19 である。

可処分所得の使用勘定では、NPI が可処分所得を最終消費支出、貯蓄に用いる。前述の通り、NPI の最終消費支出（個別消費支出）は 18 であり、貯蓄は 19 である。

一方、調整可処分所得の使用勘定では、NPI が調整可処分所得を現実最終消費、貯蓄に用いる。NPI の最終消費支出は個別消費支出であり、集合消費支出は 0 である。したがって、当該部門の現実最終消費は 0、貯蓄は 19 である。

2-5 勘定系列（ボランティア労働及び市場 NPI の非市場産出を含む基準）

表 4 の「ボランティア労働及び市場 NPI の非市場産出を含む基準」欄は、市場 NPI の市場産

18) 販売額が費用を上回る場合、非市場産出を 0 とし、市場産出及び産出を販売額とする。また、産出から費用を引き、営業余剰とする。このとき、産出は、市場産出と非市場産出の和よりも非市場産出分、小さくなり、付加価値もその分、過小評価となる。詳細は NPI Satellite Accounts para. 4. 82-4. 83 を参照のこと。

19) NPI Satellite Accounts Chapter 4 footnote 11は、一般政府に含まれる NPI 以外の最終消費支出を個別消費支出とする。一方、2008SNA para. 23. 48は、資金力があり研究開発の結果を自由に利用できるようにする NPI を例にあげ、NPI の最終消費支出を個別消費支出または集合消費支出とする。数値例では、前者にあわせ、NPI の最終消費支出を個別消費支出とした。

20) 家計の現実最終消費は、家計の最終消費支出と NPI 等の最終消費支出（個別消費支出）から成る。

出、非市場産出に加えて、貨幣評価したボランティア労働をも対象として²¹⁾、産出を記録する。

ここではボランティア労働の貨幣価値を30とする。所得の発生勘定では、雇用者報酬50にボランティア労働の貨幣価値30を加算する。その結果、雇用者報酬は80となる。

「市場 NPI の非市場産出を含む基準」欄と同様に、ここでは営業余剰を 0 とし、費用の積み上げを試算する。中間消費、雇用者報酬、固定資本減耗、生産に課されるその他の税・補助金は、それぞれ20, 80, 7, 2, 1である。費用は108である。一方、販売額は60である。費用が販売額を上回る場合、両者の差を非市場産出とし、販売額を市場産出、費用計を産出とする。この場合、非市場産出は48、市場産出は60、産出は108である。これらを表4の「ボランティア労働及び市場 NPI の非市場産出を含む基準」欄のうち、生産勘定、所得の発生勘定に記録する。

同欄の第1次所得の配分勘定では、財産所得の受け払いを記録する。営業余剰にそれを加算、減算し、第1次所得バランス2を得る。

所得の第2次分配勘定では、所得・富等に課される経常税やその他の経常移転を記録する。ボランティアの貨幣価値30は、雇用者報酬の一部として NPI から家計に分配され、民間フィランソロピーの一部として家計から NPI に寄付される。民間フィランソロピー55は民間からの寄付金25と、ボランティアの貨幣価値30から成る。第1次所得バランスにそれらを加算、減算し、可処分所得67を得る。

現物所得の再分配勘定では、消費概念の二元化に向けて、調整可処分所得を算出する。当該勘定では NPI から家計に現物社会移転をし、その分、NPI の可処分所得を減算、調整可処分所得を得る。産出を費用で測る場合、費用108と販売額60の差、すなわち非市場産出48を NPI が自己消費するとし、それを NPI の最終消費支出に記録する。また、ここでは、NPI の最終消費支出を個別消費支出とし、それは家計に便益を与えるとする。したがって、費用と販売額の差48を家計への現物社会移転として記録する。調整可処分所得は19である。

可処分所得の使用勘定では、NPI が可処分所得を最終消費支出、貯蓄に用いる。前述の通り、NPI の最終消費支出（個別消費支出）は48であり、貯蓄は19である。

一方、調整可処分所得の使用勘定では、NPI が調整可処分所得を現実最終消費、貯蓄に用いる。NPI の最終消費支出は個別消費支出であり、集合消費支出は0である。したがって、当該部門の現実最終消費は0、貯蓄は19である。

2-6 産出の評価基準と GDP

非市場産出が家計向けの場合、産出の評価基準が異なると、GDP も変化する²²⁾。例えば、一国経

21) ボランティア労働の貨幣評価には、機会費用法、代替費用法などいくつかの方法がある。詳細は NPI Satellite Accounts para. 5. 29-5. 33を参照のこと。

22) 本節では、数値例を用いて NPI Satellite Accounts para. 4. 30を考察する。

済の生産部門がNPIと企業から成り、NPIの産出、中間消費は表4と同様、企業の産出、中間消費はそれぞれ200、130とする。

このとき、各基準によるGDPを表6に示す。「SNA基準」のGDPは110、「市場NPIの非市場産出を含む基準」のGDPは128、「ボランティア労働及び市場NPIの非市場産出を含む基準」のGDPは158である。

一方、非市場産出が企業向けの場合、産出の評価基準が異なっても、GDPは変化しない。非市場産出やボランティア労働を含めることによるNPIの産出の増加分は、企業の中間消費の増加となるからである。上記と同様に、一国経済の生産部門がNPIと企業から成り、NPIの産出、中間消費は表4と同様とする。企業の産出は200、中間消費は130に非市場産出を加算した値とする。

このとき、各基準によるGDPを表7に示す。いずれの基準によるGDPも110である。

表6 非市場産出が家計向けの場合（数値例）

	SNA 基準		市場 NPI の非市場産出を含む基準		ボランティア労働及び市場 NPI の非市場産出を含む基準	
	NPI	企業	NPI	企業	NPI	企業
生産勘定						
産出	60	200	78	200	108	200
市場産出	60		60		60	
自己最終使用のための産出	0		0		0	
非市場産出	0		18		48	
中間消費	20	130	20	130	20	130
付加価値（総）	40	70	58	70	88	70
GDP	110		128		158	

（注）生産勘定は表頭部門の産出、中間消費、付加価値（総）を列方向に示す。

（出所）表4などに基づき筆者作成。

表7 非市場産出が企業向けの場合（数値例）

	SNA 基準		市場 NPI の非市場産出を含む基準		ボランティア労働及び市場 NPI の非市場産出を含む基準	
	NPI	企業	NPI	企業	NPI	企業
生産勘定						
産出	60	200	78	200	108	200
市場産出	60		60		60	
自己最終使用のための産出	0		0		0	
非市場産出	0		18		48	
中間消費	20	130	20	148	20	178
付加価値（総）	40	70	58	52	88	22
GDP	110		110		110	

（注）生産勘定は表頭部門の産出、中間消費、付加価値（総）を列方向に示す。

（出所）表4などに基づき筆者作成。

表 8 現物サービスの寄付（数値例）

	SNA 基準 現物サービスの 寄付なし		SNA 基準 現物サービスの 寄付あり	
	使途	源泉	使途	源泉
生産勘定				
産出		60		60
市場産出		60		60
自己最終使用のための産出		0		0
非市場産出		0		0
中間消費	20		35	
現物サービス	0		15	
その他	20		20	
付加価値（総）	40		25	
（控除）固定資本減耗	7		7	
付加価値（純）	33		18	
所得の発生勘定				
付加価値（純）		33		18
雇業者報酬	50		50	
生産に課されるその他の税	2		2	
（控除）生産に課されるその他の補助金	1		1	
営業余剰	-18		-33	
第1次所得の配分勘定				
営業余剰		-18		-33
財産所得	10	12	10	12
第1次所得バランス	-16		-31	
所得の第2次分配勘定				
第1次所得バランス		-16		-31
所得・富等に課される経常税	3		3	
その他の経常移転	5	43	5	58
民間フィランソロピー	0	25	0	40
政府からの補助金及び移転	0	8	0	8
海外からの補助金及び移転	0	6	0	6
その他	5	4	5	4
可処分所得	19		19	
現物所得の再分配勘定				
可処分所得		19		19
現物社会移転	0		0	
調整可処分所得	19		19	
可処分所得の使用勘定				
可処分所得		19		19
最終消費支出	0		0	
貯蓄	19		19	
調整可処分所得の使用勘定				
調整可処分所得		19		19
現実最終消費	0		0	
貯蓄	19		19	

(出所) 表 4 などに基づき筆者作成.

2-7 NPI に対する現物サービスの寄付

表4では、民間がNPIに対して提供する寄付金やボランティアを勘定系列がどのように記録するか、考察した。表8では、民間がNPIに対して提供する無料の現物サービス（法律サービスや会計サービスなど）を勘定系列がどのように記録するか、考察する²³⁾。ここでは、SNA基準を用いる。他の基準でも、考え方は同様である。

表8は、NPIに対する現物サービスの寄付がない場合、ある場合を示す。ある場合、その貨幣価値は15とする。

「現物サービスの寄付なし」欄は、中間消費の内訳項目に現物サービスを記載するものの、表4の「SNA基準」欄と同一である。

「現物サービスの寄付あり」欄は、民間がNPIに対して提供する無料の現物サービスを記録する。NPIは寄付された現物サービスを用いて、財・サービスを生産する。そこで、それを貨幣評価し、中間消費に加算する。産出が不変であれば、付加価値（総）、同（純）、営業余剰、第1次所得バランスはその分、減少する。一方、寄付された現物サービスを貨幣評価し、民間フィランソロピーに加算する。したがって、可処分所得以降は現物サービスの寄付の有無によらず、一定である。

3. 非営利サテライト勘定の課題

3-1 公的NPIの扱い

前述の通り、非営利サテライト勘定は民間の活動を対象とし、「民間性」などを条件とする。そのため、NPIのうち公的NPIや一般政府に含まれるNPIを除外し、民間NPIのみを対象とする。

一方、それらNPIはともに、企業や政府など非NPIと、時に代替的に、また時に補完的に活動する。そのため、政府支配の有無を問わず、一国経済におけるNPIの活動や規模、役割を考察することもまた、必要である²⁴⁾。

そこで、以下の2種類の非営利サテライト勘定を作成することを提案する。

- ① 政府支配の有無を問わず、NPIを対象とした勘定表
- ② 政府支配がないNPIを対象とした勘定表

前者では、「民間性」などをNPIの条件から外し、民間NPI及び公的NPI、一般政府に含まれるNPIを対象とする。後者では、「民間性」などをNPIの条件に加え、公的NPI、一般政府に含まれるNPIを除外、民間NPIのみを対象とする。

23) 本節では、数値例を用いてNPI Satellite Accounts Chapter 4 footnote 4を考察する。

24) 拙著（2005）は、NPIのサービス生産及び雇用をモデル化、CGE（Computable General Equilibrium）モデルに組み込み、仮設データセットのもと「営利（産業）」と「非営利（NPI）」、「有償労働」と「無償労働」の関係について検討する。

3-2 NPIの格付け

非営利サテライト勘定を作成する際には、前述の通り、同勘定が対象とするNPIを定めるとともに、それらを各制度部門に格付ける必要がある。

例えば、表9の「団体」欄に示す格付けが考えられる。

第一に、非金融法人企業が対象とする団体を定める。表1が示すように、同制度部門のNPIは医療機関、介護事業者、経済団体である。それらのうち、NPIの4つの条件（組織性、利潤非分配性、自己統治性、非強制性）を満たす団体を対象とする。そのうちの一部が民間NPI、一部が公的NPIである。後者は公的非金融企業に含まれ、同制度部門を構成する機関は国民経済計算における「政府諸機関の分類」に示される²⁵⁾。そこで、同制度部門を構成する機関のうち、医療機関、介護事業者、経済団体であり、NPIの4つの条件を満たす団体を公的NPIの対象とする。民間NPIは、非金融法人企業が対象とする団体のうち、公的NPIでない団体である。

第二に、金融機関が対象とする団体を定める。制度部門「金融機関」は、経済活動の種類「金融・保険業」である。そこで、金融・保険業に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法

表9 各制度部門におけるNPIと団体

制度部門		政府支配	NPI	団体
非金融法人企業	民間	なし	民間NPI	医療機関、介護事業者、経済団体のうちNPIに相当する団体（うち公的NPI以外）
	公的	あり	公的NPI	「政府諸機関の分類」公的企業（非金融）のうちNPIに相当する団体
金融機関	民間	なし	民間NPI	金融・保険業に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体、そのうちNPIに相当する団体（うち公的NPI以外）
	公的	あり	公的NPI	「政府諸機関の分類」公的企業（金融）のうちNPIに相当する団体
一般政府		あり	一般政府に含まれるNPI	「政府諸機関の分類」及び総務省（2015）「別表」一般政府（準公務）のうちNPIに相当する団体
家計（個人企業を含む）		なし	×	—
対家計民間非営利団体		なし	民間NPI	学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体

（出所）筆者作成。

25) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2017）『平成27年度 国民経済計算年報』メディアランド、555-562ページ。

人でない団体のうち、NPIの4つの条件を満たす団体を対象とする²⁶⁾。そのうちの一部が民間NPI、一部が公的NPIである。後者は公的金融機関に含まれ、同制度部門を構成する機関は「政府諸機関の分類」に示される。そこで、同制度部門を構成する機関のうち、NPIの4つの条件を満たす団体を公的NPIの対象とする。民間NPIは、金融機関が対象とする団体のうち、公的NPIでない団体である。

第三に、一般政府が対象とする団体を定める。一般政府は中央政府、地方政府、社会保障基金から成る。このうち、社会保障基金は強制的加入・負担であり、非強制性を満たさないため、対象外とする。したがって、対象は中央政府、地方政府である。次に、総務省(2015)「別表」によれば²⁷⁾、政府サービス生産者は公務、準公務、社会保障基金から成る。このうち、準公務は産業に類似の活動が存在するものである。ここではNPIと非NPIの比較の観点から、準公務を対象とする。公務は産業に類似の活動がないため、対象外とする。準公務のうち、NPIの4つの条件を満たす団体を一般政府に含まれるNPIの対象とする。

対家計民間非営利団体が対象とする団体は、国民経済計算と同一である。

おわりに

今日、NPIの重要性は増しており、その活動や規模を把握することが求められる。非営利サテライト勘定は、SNA中枢体系が捉える経済循環と整合的にNPIを捉えることができ、一国経済におけるNPIの活動や規模の把握及び分析に貴重な役割を果たす。

ただし、上記の目的(一国経済におけるNPIの把握)と非営利サテライト勘定本来の目的(民間NPIの把握)には差異があり、同勘定は公的NPIや一般政府に含まれるNPIを対象としない。また、実際の作成においては、基礎統計なども制約される。

26) 会社以外の法人、法人でない団体は、それぞれ以下の通りである。

「会社以外の法人」独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人など

「法人でない団体」協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)など

総務省統計局「平成26年経済センサス—基礎調査 用語の解説」(<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/yougo.htm>, 2017年8月20日アクセス)

ただし、NPIの条件により、これらのうち、協同組合や信用金庫など、剰余金を分配する団体はNPIから除外される。

27) 総務省(2015)『平成23年(2011年)産業関連表—総合解説編—』経済産業調査会、295-313ページ(別表はそのうち298-312ページ)。別表は政府サービス生産者及び産業(公的活動)に格付けられる機関を網羅する。

非営利サテライト勘定をそのまま作成するのではなく、分析目的にあわせて、同勘定が対象とするNPIの範囲や取引などを調整し、必要な勘定表を作成すること、さらにそれに対応した分析モデルを開発、例えば一般均衡体系のなかでNPIを考察することなどが必要である。今後、作成が期待される勘定表は、それを可能とするデータベースと考えている。

〔謝辞〕本稿の作成においては、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部地域・特定勘定課の皆さまより、数々の有益なコメントをいただいた。心よりお礼申し上げる。なお、本稿の問題点、不備等はすべて筆者に帰すものである。

参考文献

- 総務省（2015）『平成23年（2011年）産業連関表—総合解説編—』経済産業調査会。
- 総務省統計局「平成26年経済センサス—基礎調査 用語の解説」（<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/yougo.htm>, 2017年8月20日アクセス）
- 統計研究会（2005）『国民経済計算における非営利団体に関するハンドブック』統計研究会。
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2008）「非営利サテライト勘定に関する調査研究」『季刊国民経済計算』平成19年度第3号（No.135），1-171ページ。
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2009）「平成19年度 非営利サテライト勘定に関する調査研究報告書」『季刊国民経済計算』平成20年度第2号（No.138），1-60ページ。
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2008）「2008SNA（仮訳）」（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html>, 2017年8月1日アクセス）
- 牧野好洋（2005）「非営利団体（NPI）のCGE分析—営利と非営利，有償労働と無償労働について—」『季刊国民経済計算』平成17年度第1号（No.131），117-133ページ。
- United Nations（2003）*Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts*（https://unstats.un.org/unsd/publication/seriesf/seriesf_91e.pdf, 2017年8月1日アクセス）
- United Nations（2016）*Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts (Draft for expert review)*（https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/consultationDocs/Handbook_NPI.pdf, 2017年8月1日アクセス）
- United Nations et al.（2009）*System of National Accounts 2008*（<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/SNA2008.pdf>, 2017年8月1日アクセス）
- （静岡産業大学経営学部教授 博士（商学））

